

令和8年度川西町婚活サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独身男女の結婚を支援するため、結婚相談所及びやまがたハッピーサポートセンター（以下「結婚相談所等」という。）に入会する場合の初期費用に関し、町長が予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) 初期費用 結婚相談所等の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 川西町に住所を有する者
- (2) 令和8年4月1日以降に結婚相談所等に入会した者であって、退会していない者
- (3) 町税等納期が到来している直近のものを滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、結婚相談所等に入会した際の初期費用とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は1万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定にかかわらず、令和8年度川西町婚活サポート事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所等に入会又は登録したことがわかるものの写し
- (2) 結婚相談所等が発行した領収書の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、規則第13条に規定する実績報告

とみなし、審査その他必要な調査を行い、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度川西町婚活サポート事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、令和8年度川西町婚活サポート事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。